

ヒアリング項目に対する意見書

【府省名：経済産業省】

ヒ ア リ ン グ 項 目

【ヒアリング項目】

1. ユニバーサルデザインに関する現行の施策について

ユニバーサルデザインは、障害者の権利条約の第2条で下記のように定義され、条約第4条では国の一般的義務の中でもこれに関連した規定が設けられている。

- (1) これらを踏まえて、特に製品に関し、ユニバーサルデザインを進めるために貴省においてどのような取組をされているかについて、御教示いただきたい。

回 答

【結論】

高齢者や障がい者ニーズを満たす機器の開発を促進するため、福祉機器の実用化開発支援等を行っている。また、子どもに優しいデザインは、子どもだけでなく大人にも優しいデザインという意味で、子どもの安全安心と健やかな成長発達につながる生活環境の創出を目指したキッズデザインを推進している。さらに、アクセシブルデザイン（狭義のユニバーサルデザイン）の製品普及をJIS（日本工業規格）の策定等を通じて推進している。

【根拠、理由】

1. 新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という）において、福祉用具の実用化研究を行う民間企業等に公募を行い、優れた創意工夫ある研究開発に対して補助（2／3以内）を行っている。
2. 適切な設計・デザインにより予防することができる子どもの事故に配慮された製品の開発を産業界が積極的かつ持続的に推進し、キッズデザイン製品市場が拡大していく体制の構築を目指し、平成22年度より「キッズデザイン製品開発支援事業」を実施している。
3. 国際ルールであるISO/IEC Guide71をもとに制定したJIS Z 8071（高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針）において、「アクセシブルデザイン（狭義のユニバーサルデザイン）」という概念を定義しており、その概念に基づいて、現在、包装容器の識別、消費生活用製品の凸記号表示、触知案内図など約30のJIS（日本工業規格）を制定している。
4. アクセシブルデザイン（狭義のユニバーサルデザイン）の現状を把握するために当該製品の市場規模を1995年度から測り、当初4800億円であった市場規模は、2008年度、3兆3千億円と約7倍になっている。

ヒアリング項目に対する意見書

ヒ ア リ ン グ 項 目
<p>【ヒアリング項目】</p> <p>1. ユニバーサルデザインに関する現行の施策について</p> <p>ユニバーサルデザインは、障害者の権利条約の第2条で下記のように定義され、条約第4条では国の一般的義務の中でもこれに関連した規定が設けられている。</p> <p>(2) 同条約第2条但書きで特定の障害者の集団のための支援装置や、同条約第20条で補助具等について触れられているように、特定の障害者の集団のための支援装置等が必要な場合には、それらのニーズについて何らかの形で考慮されることになるのか、お考えがあれば御教示いただきたい。</p>
回 答
<p>【結論】</p> <p>高齢者や障がい者の自立促進、介護者の負担軽減を図るため、福祉用具の研究開発を実施している。</p> <p>【根拠、理由】</p> <p>1. 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（福祉用具法）第4条で福祉用具の研究開発及び普及の促進を図るための財政上及び金融上の措置を講ずるよう定められている。</p> <p>2. 具体的にはNEDOにおいて、福祉用具の実用化研究を行う民間企業等に公募を行い、優れた創意工夫ある研究開発に対して補助（2／3以内）を行っている。</p>

ヒアリング項目に対する意見書

ヒアリング項目
<p>【ヒアリング項目】</p> <p>2. ユニバーサルデザイン化のプロセスについて</p> <p>(1) 日常一般に使われる製品についてユニバーサルデザインの普及が重要であると考えているが、ユニバーサルデザイン化のプロセスについて以下のような意見が出されている。これらの意見に関連して、貴省における現状の取組があれば御説明いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none">・ ユニバーサルデザインやその促進、研究開発のための基準・ガイドライン・指針・規範等の作成や、法制化をすべきではないか。
回答
<p>【結論】</p> <p>アクセシブルデザイン（狭義のユニバーサルデザイン）の任意規格の作成を推進している。</p> <p>【根拠、理由】</p> <p>国際ルールであるISO/IEC Guide71をもとに制定したJIS Z 8071（高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針）において、「アクセシブルデザイン（狭義のユニバーサルデザイン）」という概念を定義しており、その概念に基づいて、現在、包装容器の識別、消費生活用製品の凸記号表示、触知案内図など約30のJIS（日本工業規格）を制定している。</p>

ヒアリング項目に対する意見書

ヒ ア リ ン グ 項 目
<p>【ヒアリング項目】</p> <p>2. ユニバーサルデザイン化のプロセスについて</p> <p>(1) 日常一般に使われる製品についてユニバーサルデザインの普及が重要であると考え、ユニバーサルデザイン化のプロセスについて以下のような意見が出されている。これらの意見に関連して、貴省における現状の取組があれば御説明いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 研究開発を進めることと、そのための財政的支援も含んだ補助や援助をすべきではないか。
回 答
<p>【結論】</p> <p>高齢者や障がい者の自立促進、介護者の負担軽減を図るため、福祉用具の研究開発を実施している。</p> <p>【根拠、理由】</p> <ol style="list-style-type: none">1. 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（福祉用具法）第4条で福祉用具の研究開発及び普及の促進を図るための財政上及び金融上の措置を講ずるよう定められている。2. 具体的にはNEDOにおいて、福祉用具の実用化研究を行う民間企業等に公募を行い、優れた創意工夫ある研究開発に対して補助（2／3以内）を行っている。

ヒアリング項目に対する意見書

ヒアリング項目
<p>【ヒアリング項目】</p> <p>2. ユニバーサルデザイン化のプロセスについて</p> <p>(1) 日常一般に使われる製品についてユニバーサルデザインの普及が重要であると考えているが、ユニバーサルデザイン化のプロセスについて以下のような意見が出されている。これらの意見に関連して、貴省における現状の取組があれば御説明いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none">・ ユニバーサルデザインが社会で果たす意義について、啓発、広報をすべきではないか。
回答
<p>【結論】</p> <p>ユニバーサルデザインが社会で果たす意義は重要と認識しており、各種の普及、啓発、広報活動を行っている。</p> <p>【根拠、理由】</p> <ol style="list-style-type: none">1. NEDOにおいて、全国各地で開催される展示会に、福祉用具の実用化研究の成果物の出展支援を行っている。2. ホームページ、メールマガジン、政府広報や各種メディア媒体の他、関係団体等と協力し、子ども関連のイベント等における出展やシンポジウム等を通じて、キッズデザインに関する周知、普及を実施している。3. 今後、アクセシブルデザインのより積極的な普及、啓発を図っていくため、関連JISに関するパンフレットを作成し、関係機関等に配布していく予定である。

ヒアリング項目に対する意見書

ヒ ア リ ン グ 項 目
<p>【ヒアリング項目】</p> <p>2. ユニバーサルデザイン化のプロセスについて</p> <p>(1) 日常一般に使われる製品についてユニバーサルデザインの普及が重要であると考え、ユニバーサルデザイン化のプロセスについて以下のような意見が出されている。これらの意見に関連して、貴省における現状の取組があれば御説明いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 製品化の過程における各段階で、障害当事者が参画、連携すべきではないか。
回 答
<p>【結論】</p> <p>高齢者や障害のある方が使用される製品について、製品化の過程で、当事者のニーズが反映されることは重要であると認識している。</p> <p>【根拠、理由】</p> <p>アクセシブルデザイン関連の J I S（日本工業規格）では、規格の策定段階から障害当事者が参画していただき、それらの方々から得られた情報を十分に活用させていただき、制定に努めている。</p>